

2023年度田口福寿会 夢奨学金 募集・推薦要項

1 応募資格

次の第1号から第7号のすべてに該当する者、または第8号に該当する者

- (1) 2022年4月時点で岐阜県内の高等学校の3年生である者
- (2) 2023年4月に国内の大学、短期大学または専門学校への進学を希望している者
- (3) 岐阜県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設または自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）に入所中の者、もしくは里親またはファミリーホーム（以下「里親等」という。）に委託中の者
- (4) 自立をめざし夢に向かって進む意欲のある者で、保護者等からの経済的支援が見込まれず、学費の支弁が困難であること
- (5) 2023年4月以降、岐阜県社会福祉協議会から児童養護施設退所者等自立支援資金の貸し付けを受ける予定の者（特別の事情がある場合を除く。）
- (6) 2023年4月以降、他の給付型の奨学金（入学一時金のための奨学金、日本学生支援機構からの奨学金及び大学の授業料減免等の学内奨学金その他当財団会長の指定するものを除く。）の支給を受けない者
- (7) 在籍する児童養護施設等の施設長または里親等の推薦を受けることができる者
- (8) 岐阜県内の高等学校を卒業し、2022年度に一般財団法人教育支援グローバル基金の行う「ジャパン未来スカラシップ・プログラム」に参加している者であって、(4)及び(6)に該当する者

2 進学大学等について

- (1) 対象は国内の大学、短期大学または専門学校（以下「大学等」という。）とする。
- (2) 申請書の提出時点において進学志望大学等は3校まで記載を認めるが、内定後、進学校に変更がある場合には、当財団会長に変更を申請しなければならない。ただし、応募資格第8号による者の場合は、在学中の大学等を記載するものとする。

3 採用人数

10名以内（応募資格第8号による者の人数は別枠で2名以内とする。）

4 奨学金支給内容等

- (1) 大学等入学一時金 30 万円を、大学等入学後 4 月末までに支給する。（応募資格第 8 号による者を除く。）
- (2) 月額奨学金 5 万円を、正規の最短就学期間支給する。ただし、応募資格第 8 号による者については、大学等の 2 年次以降の正規の最短就学期間とする。
奨学金支給時期は、4月から6月までの分を4月末までに、7月から9月までの分を

7月末までに、10月から12月までの分を10月末までに、1月から3月までの分を1月末までに、それぞれ支給する。

- (3) 奨学金は、「9 奨学金の停止または廃止」に定める奨学金の支給廃止の場合を除き返還することを要しない。

5 応募方法

奨学金の支給を受けようとする者は、「田口福寿会夢奨学金支給申請書」に「児童養護施設等の施設長または里親等の推薦書」及び高等学校の成績証明書を添えて、会長に提出する。

ただし、応募資格第8号による者の場合は、「児童養護施設等の施設長または里親等の推薦書」及び高等学校の成績証明書に代えて「ジャパン未来スカラシップ・プログラム」への応募書類の写しを提出するものとする。

6 応募・推薦書類

- (1) 田口福寿会夢奨学金支給申請書 ([別記様式1](#))
- (2) 児童養護施設等の施設長または里親等の推薦書 ([別記様式2](#))
- (3) 高等学校の成績証明書
- (4) 住民票の写し

7 応募書類の提出期限

2022年8月1日から10月15日

8 選考及び結果の通知

- (1) 応募のあった者について、当財団の事業助成委員会における書類選考を経て、理事会において内定者を定める。
- (2) 選考結果については、2022年11月30日までに通知する。
- (3) 内定者が大学等へ合格後、合格通知書その他必要書類を提出することにより奨学生として正式採用となる。応募資格第8号による者は、合格通知書に代えて大学等の在学証明書を提出するものとする。

9 奨学金の停止または廃止

奨学生が、以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を停止または廃止する。

- (1) 休学または長期にわたり欠席する場合
- (2) 留年になった場合
- (3) 退学した場合
- (4) 停学その他の処分を受けた場合
- (5) 学業成績または素行が不良と認められる場合

- (6) 奨学金を必要としない事由が生じた場合
- (7) 提出書類に虚偽があった場合
- (8) その他奨学生として適当でないと認められる場合

10 奨学生の義務

- (1) 以下に該当する場合、直ちに所定の方法で届け出ること
 - a) 正規の休暇以外で1か月以上欠席する場合
 - b) 休学、転学、転部、留年または退学となった場合
 - c) 停学その他の処分を受けた場合
 - d) 応募資格(5)に変更があった場合
 - e) その他提出書類及び届け出事項が変更になった場合
- (2) 毎年度終了後速やかに、学業成績表及び在学証明書(卒業の場合は「卒業証明書」)を提出すること
- (3) 当財団が開催する奨学生ガイダンス及び交流会に出席すること。(旅費支給)
- (4) 奨学金受領後、速やかに領収書及び近況報告書(別記様式4)を提出すること。

11 個人情報の取り扱いについて

- (1) 応募・推薦書類に記載及び登録された個人情報は、奨学生の選考、結果の通知、採用後の各種通知、連絡にのみ使用し、他の目的には一切使用しません。
 - ※1ただし、合格者については、奨学金支給事務に必要な限度において、在学する大学等に氏名、学年、住所を提供する場合があります。
 - ※2奨学生として採用された場合には、奨学生の相互交流に必要な限度において、氏名、在学する大学、学部、学年等の個人情報を関係者(奨学生、卒業生及び財団役職員)に提供することがあります。また、当財団が開催する行事において撮影した写真等を会報誌、財団ホームページへ掲載する場合があります。(会報誌は公開先を限定)
- (2) 不合格者の応募・推薦書類は、一定期間財団で保管した後に廃棄処分します。

12 応募・推薦書類の提出先

公益財団法人田口福寿会 事務局

〒 503 - 8501 岐阜県大垣市田口町1番地 セイノーホールディングス(株)内

TEL 0584 - 82 - 5031